## 文京区補助金等チェックシート

## 所属 保健衛生部 生活衛生課

													771 唐	N IÆ I	+) <u> u</u>	<u> </u>	<u> </u>
1	補助金	<b>きの</b> :	名和	尓等													26年度調査
補	助金	<del>}</del> 0	0	名	称	文京区公衆浴場基幹設備整備費補助金											
根	拠	規	j		等	文京区公衆浴場基幹設備整備費補助金交付要綱											
創	設		年		月	昭和	60	年	4	月	経過年数		29年	終了	予定年	月	
直	近の	見 値	I L	年	月	平成	25	年	8	月	経過年数 [自動計算]	Ţ	0年				
見	直し	, 0	)	内	容	別記様式	の追加	<u>ー</u> 加及び-	その他規	定							
$\vdash$				款		項				ı	大事業		中事業 実施計		実施計画事業番号		
予	算		科		目	6衛生費		1保健征	衛生費	1 ( <del>)</del> 費	—— <del>□</del> ——— 呆健衛生総務	64	公衆浴場補助			備費等補助	
補	助 釒	ž 0	ס	種	別	奨励	的補助	<b>д</b> _	] 施設運	営补	輔助 🗌 扶	助	的補助 🗸	投資	的補助	□ 利子	·補給
2	2 補助金の概要																
補	助		目		的	公衆浴場もって区	基幹詞 民の保	没備整( -健衛生	備に必要 Eの向上す	な! な!	費用を補助す バニ公衆浴場	「る    経	ことにより区に 営の安定及び	内公衆 バ振興	:浴場の車 を図るこ。	伝業又は序 とを目的と	₹業を防止し、 する。
補	助事	業 等	· の	内	容	(1) 元釜の取替え及びそれに附随する工事 (2) 温水器の取替え及びそれに附随する工事 (3) 空調機の取替え及びそれに附随する工事 (4) 給湯設備機器の取替え及びそれに附随する工事 (5) バーナー機器の取替え及びそれに附随する工事											
補	助対象	. 経	費 0	)内	容	補助対象事業に必要な経費及び額とし、100万円を超える場合にあっては、補助金の額は、100万円 を上限とする。											
						□区民	<u> </u>	地域》	舌動団体		☐ NPO(	(特)		動団体	) 🗸 事詞	<del></del> 業者	 その他
補	助事	<b>a</b> 3	Ě	者	等	〔特定の	相手方	に補助	しているち	易合	合は具体的に	記	λ)				
						□ 定率	[補	助率			`	)	✓ 定額	(補助	額 1,000	),000円を_	上限とする)
						□ 補助	単価	〔補助	力単価				単位		)	□ 規定な	:し □ その他
補	助 釒	<del>}</del> 0	D	算	出	〔その他の	の場合	は具体	的に記入	()							
	[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 補助対象事業に必要な経費及び額とし、100万円を超える場合にあっては、補助金の額 を上限とする。							額は、100万円									
公	募	の	壮	ţ	況	非公募											
	績報告 途の					☑ 領収	Z書(写	 ごし) [	型契約書	:	□ 決算書		□ 成果物	<b>√</b>	その他	(工事完了 及び現地	了後の写真 〉 也確認 /
						✓ 区単	独		負担割	合	区		玉	‡	都	補助	対象者
補	助・単	单 独	の	状	況			乗せ無 乗せ有 <sup>り</sup>	上乗せ								

## 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
必要性	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	公衆浴場の廃業を防止し、区民の保健衛生の向上 及び浴場経営の安定が図れる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条 に基づき区民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めて いる。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	保健衛生の向上及び公衆浴場経営の安定と振興を目的としているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	釜、給湯設備等、基幹設備の故障により区民の入 浴機会を損なう恐れがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	А	要綱により補助対象事業者が明記されており、当該事業者に制度について周知している。
五十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	Α	交付申請を受け、現地確認のうえ決定している。
	補助金の交付以外の代替策はないか	Α	現在、補助金以外の代替策は無い。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	臨時休業することなく区民が利用できる。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	地域住民が公衆浴場を快適に利用できている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	主に公衆浴場の周辺住民が利用している。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	文京区公衆浴場基幹設備整備費補助金交付要綱 等に則って事業は行われている。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助金交付申請及び工事完了後に現地において 検査を行っている。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	А	領収書の写しにより支出状況を確認している。

4 交付実績 (件、千円)

_4 文刊 美根								
	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)			
交	5付(見込み)件数	1	2	2	4			
	決算(予算)額	967	2,000	2,000	4,000			
	国庫支出金	0	0	0	0			
	都支出金	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	967	2,000	2,000	4,000			
	年度補助事業等の状況 交付団体名、成果等)	大黒湯:ろ過機取替 ふぐ	〈の湯:ポンプ取替					

## 5 課題及び今後の方向性

基幹設備が故障すると工事費が高額なため、営業に支障をきたした場合、区民の保健衛生の向上並びに公衆浴場経営の安定及び振興を損なう恐れがあるため、今後も公衆浴場への基幹設備整備費は必要である。